

## 福井県「退院支援ルール」の概要

### 〇目的

福井県「退院支援ルール」は、要介護・要支援状態の患者が自宅等へ退院するための準備をする際に、病院からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有のルールであり、病院関係者と在宅関係者が連携してルールを実践し、在宅での生活や療養に困る患者や家族をなくすことを目的としています。

### 〇構成

- ①「退院支援ルール」（情報共有の基本的な流れ）
- ② 資料 窓口一覧（病院・有床診療所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町介護保険担当部署）
- ③ 参考様式 入院時情報提供シート、退院支援情報共有シート

### 〇内容（ポイント）

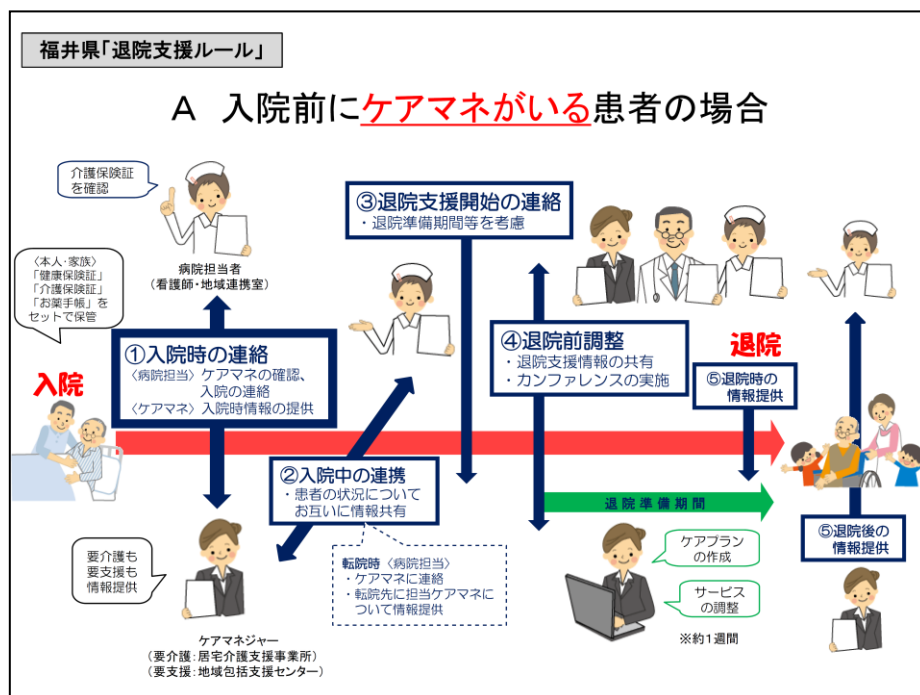
<支援の対象者>

自宅等から入院し自宅等へ退院する患者で、介護保険サービスを利用または利用を希望する方等

<情報共有の基本的な流れ>

#### A：入院前にケアマネがいる場合

- ①入院時の連絡（病院担当者とケアマネジャーは、お互いにすみやかな入院時の連絡に努める。）
- ②入院中の連携（入院期間の見込みや患者の状態等について、お互いに情報共有に努める。）
- ③退院支援開始の連絡（退院準備期間等を考慮する）
- ④退院前調整（退院支援情報の共有、カンファレンスの実施）
- ⑤退院時・退院後の情報提供



### 〇適用地域および運用開始時期

- (1) 適用地域：福井県全域
- (2) 運用開始時期：平成28年4月

### 〇協議の参加者および運用方針

このルールは、病院および有床診療所（約60医療機関）、居宅介護支援事業所（約70事業所）、地域包括支援センター（17市町）の関係者（約200名）による協議を踏まえ、情報共有に関する基本的な流れを示したものです。

※ルールの実践を強制するものではありませんが、多くの病院等の理解、協力を得て運用していくものです。

※運用状況を関係者により定期的に検証し、必要な見直しを行っていく予定です。